

第十九回国会 建設委員會議録 第二十九号

昭和二十九年五月十一日（火曜日）

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事内海 安吉君 理事瀬戸山三男君

理事志村 茂治君 理事細野三千雄君

理事逢澤 寛君 理事村利右衛門君

仲川房次郎君 堀川 恭平君

松崎 朝治君 赤澤 正道君

三鍋 義三君 山下 榮二君

只野直三郎君

出席政府委員

調達庁長官 福島慎太郎君

建設政 務次官 南 好雄君

建設技官 富樫 凱一君

（道路局長）

委員外の出席者

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

五月十日

日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に關する法律案（内閣提出第一七九号）

同日

フエリーボート就航延期に關する請願（山口丈太郎君紹介）（第一二〇九号）

東北興業株式会社強化に關する請願（只野直三郎君紹介）（第三四八四号）
本山町営住宅建設予定地変更に關する請願（長野長廣君紹介）（第四七七二号）

県道臨地天庇停車場線災害復旧工事

第一類第十六号 建設委員會議録第二十九号 昭和二十九年五月十一日

促進に關する請願（宮原幸三郎君紹介）（第四八四五号）
郷川砂防えん堤工事施行に關する請願（宮原幸三郎君紹介）（第四八四六号）
災害復旧事業促進に關する請願（熊谷憲一君外五名紹介）（第四八六五号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案（中島茂喜君外二十四名提出、衆法第三三三号）

日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に關する法律案（内閣提出第一七九号）

○久野委員長 これより會議を開きます。

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 道路整備特別措置法の一部を改正する法律案は、現行法が融資の期限を三年間と限定いたしておりますので、現状にかんがみそれを六年間にさらに延長しようというように、私どもが提案いたしておりますのでありますけれども、そこで建設省に現在のこの法律に基きいわれる特定道路の状況を簡単に聞いておきたいと思ひます。

この法律によりますと、建設大臣が直接やる場合と、御承知のように地方公共団体に融資をしてやる場合の二通り

があるわけでありまして、建設大臣が今やつておられるのではないと思ひますけれども、あるいはあるかもしれない。それがどうか。それからもう一つは、現在まで融資によつて着手いたしました橋梁あるいは道路、そういう箇所が幾らで、しかもそのうち完成したものがどういふようになつておるかということ、現在着手しておるもの

で今後継続しなければならぬものが、道路、橋梁で何箇所、それとどのくらいの資金がいつて、何年くらいかかるかということ、もう一つ現在着手はしておられないかもしれないけれども——これは資金のわくの制限があつたのでありますから、将来もあるわけでありまして、そういう特定道路をやりたいという希望を申し出られて、今日までその希望の達成されておらない箇所が相当ありはしないかと思ひます。

○富樫政府委員 御説明申し上げます。ただいま道路整備特別措置法によりまして着手いたしております箇所は全体で二十三箇所でございます。そのうち建設大臣の施行いたしておりますものが四箇所でございます。これは関門国道が有料道路として着手いたしておりますのと、戸塚国道それから長崎県の大村湾の湾口にかかる伊ノ浦橋であります。それから松江国道、この四箇所を建設大臣が施行いたしておりますのであります。あと残りの十九箇所が地方

公共団体に貸し付けまして実施をいたしておりますのでございますが、これまでで着手しまして竣工いたしましたものは三重国道でございます。これは竣工いたしまして、現在すでに料金をとりまして通行させております。それから二十九年度において完成いたしましたものが五箇所でございます。このうち建設大臣の行つております直轄道路整備事業で二箇所が完成いたします。これらの事業の総額は百十三億に上るのであります。二十八年度までに使いたしました金が四十四億でございます。それで二十九年度は十九億使ひまして、二十九年度末の残事業、昭和三十年度以降の残事業が五十億に上ります。これらのうち二十七年に着手いたしましたものは、残事業もわずかでありまして、この法律が通りまして延ばされることになりまして、これは昭和三十年

度の予算に關係するわけであります。昭和二十七年に着手いたしましたものは昭和三十年度に完成することにならうと思ひます。二十九年度程度の予算をいただきますと完成することにならうと思ひます。二十八年度に着手いたしましたものは、なお残事業が相当ありますので、この法律が延期されましたならば、この三年間においては、これは予算の額とも關係するわけであります。先ほど申し上げましたように二十九年度末における残事業が五十億でございますので、三年では完成することにならうと思ひます。なお新規についてのお話が

ございましたが、これまでに新規に有料道路を整備したいという要求は相当ございます。二十九年度におきましても、われ／＼といたしましては新規箇所を要求したのであります。二十九年度の財政規模の都合上着手できないことになりましたが、二十九年度におきましては六箇所要求したわけでございます。なおそのほかに數箇所要望されているものがございまして、大体以上の通りでございます。

○瀬戸山委員 大体それでけっこうであります。一つだけ、今お話のありました完成されている三重国道——伊勢の松阪から山田に行く道路のことだと思ひます。これは昨年の十一月でありましたか、それから実際に使用しているように思ひますが、その使用料や何かの關係で、あまりこの国道を利用されておられない、こういううわさといひますが、話も聞いておられるわけでありまして、償還などの關係もありません。それがうま／＼行かないと、ほかの方面の計画もなか／＼世間に受入れられないという結論になるわけでありまして、現在どうなふうになつておるかを御説明願ひたいと思ひます。

○富樫政府委員 三重国道は、昨年の十一月に完成いたしました。それから交通を開始させておりますが、計画の料金の収入額に對しまして、約半分程度の収入しかないわけでございまして、だん／＼に利用する者がふえて来ております。また初めにきめました料金を、最近少し下げたということも

ございまして、利用する者がだん／＼に多くなつて来ております。特にバス、乗用車の利用が多いのであります。が、トラックの利用が思つたほどないものであります。このトラックの方は、いろいろ事情もあらうと思ひますが、これが有料道路を通ること、車体それから燃料その他の点で経済的になるというところがわかつて来ましたならば、もつと利用されて来ることになるのではないかと思つております。それで交通量でございますが、二十八年の十二月から二十九年の三月に至ります間、一日平均の交通量は二百三十二台でございます。それから四月になりましてこの数字が四百四十一台になつております。当初計画いたしましたのは五百五十台で計画してあります。が、まだ四月におきましては計画数量まで達しませんが、だん／＼にこの計画数量に達し、またそれをオーバーするようにならうと予想いたしてあります。

○久野委員長 他に御質疑はございせんか。――なければこれにて質疑は終了いたしました。

ただいまより討論に入ります。

○内海委員 本法律案は、建設委員会全体の提出なので、討論はこれを省略し、ただちに採決されんことを望みます。

○久野委員長 ただいま内海君より、討論を省略してただちに採決すべしとの動議が提出されましたが、これに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めさう決しました。

ただいまより本案を採決に付しま

す。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○久野委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。本案に關しまする委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めましてよろしからいます。

○久野委員長 次に、日本国における

國際連合の軍隊の地位に關する協定の

実施に伴う土地等の使用及び漁船の操

業制限等に関する法律案を議題といた

します。まず政府より提案理由の説明

を取扱ひいたします。福島調達庁長官。

日本国における國際連合の軍隊の地

位に關する協定の実施に伴う土地等

の使用及び漁船の操業制限等に關す

る法律案

日本国における國際連合の軍隊

の地位に關する協定の実施に伴

う土地等の使用及び漁船の操業

制限等に関する法律

（日本国における國際連合の軍隊

の地位に關する協定の実施に伴う

土地等の使用等）

第一条 日本国における國際連合の

軍隊の地位に關する協定（以下「協

定」といふ。）の効力發生の際、

協定に基き本邦内にある國際連合

の軍隊（以下「國際連合の軍隊」と

いふ。）が現に使用している土地

等（日本国とアメリカ合衆国との

間の安全保障条約第三条に基く行

政協定の実施に伴う土地等の使用

等に関する特別措置法（昭和二十

七年法律第百四十号。以下「特別

措置法」といふ。）第二条に規定す

る土地等をいふ。以下同じ。）を、

協定の効力發生の日の後、なお引

き續いて國際連合の軍隊の用に供

する必要がある場合においては、

特別措置法の規定により土地等を

使用し、又は收用する場合の例に

より、これを使用し、又は收用す

ることができ、この場合におい

て、特別措置法附則第二項の規定中「この法律施行の際、連合国最高司令官の要求に基く使用を現に継続している土地等で、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力發生の日から九十日を經過した後、なお引き續いて駐留軍のために使用する必要があるものについて、」とあるのは、「協定の効力の發生の際國際連合の軍隊が現に使用している土地等で、協定の効力發生の日の後、なお引き續いて國際連合の軍隊のために使用する必要があるものについて、」と、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力發生の日から九十日以内に、」とあるのは、「協定の効力發生の日まで、」と読み替へるものとす。

使用している水面を、協定の効力發生の日の後、なお引き續いて國際連合の軍隊の使用に供するため必要がある場合においては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第百四十三号）の規定により漁船の操業を制限し、又は禁止する場合の例により、漁船の操業を制限し、又は禁止することができ、

- 附則
- この法律は、公布の日から施行し、次項の規定による改正後の日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力發生の日以降生じた損失について適用する。
 - 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に關する法律（昭和二十八年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律

第一条中「日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍を」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊又は日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定に基き日本国内にある國際連合の軍隊」に改める。
 - 調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に附する法律」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律」に改め、同条中第六号を第七号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十九年法律第 号）第二条の規定に基く漁船の操業の制限、禁止及びこれに伴う損失の補償に關すること。

第十二条第一項第三号中「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に關する法律」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律」に改め、同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律

第二条の規定に基く損失の補償
 - 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を次の

ように改正する。

第十四条第一項中「第百二十五条第一号及び第三号から第五号まで」を「第百二十五条第二号及び第四号から第六号まで」に改める。

○福島政府委員 たいま議題となりました日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

本法律案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の締結に伴いまして、国際連合の軍隊が同協定の効力発生の際、現に使用している土地等で、同協定の効力発生の日以後、なお引き続き国際連合の軍隊の用に供する必要がある場合におきまして、それらの土地等の所有者等の所有者等との間に、使用についての協議が成立しないものがある際、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等の特別措置法の規定により、アメリカ合衆国軍隊の用に供するため必要がある場合に土地等の使用または収用をいたす例によりましてこれを使用し、または収用することができ得ることといたしますとともに、国際連合の軍隊がこの協定の効力発生の際現に使用している水面を、同協定の効力発生の日以後、なお引続いて国際連合の軍隊の用に供するため必要がある場合におきまして、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く行政協定の規定に基き、同協定の効力発生の日以後、なお引続いて国際連合の軍隊の用に供する特別措置法の規定の例により、土地等を使用しまたは収用することができ得ることといたし、その際特別措置法附則第二項の規定の例により土地等を一時使用いたします場合についての所要の読みかえをいたしております。

に水面を使用させるため漁船の操業を制限または禁止し、かつこれによりこうむつた漁民の損失を補償する場合の例によりまして、漁船の操業を制限または禁止し、かつこれによりこうむつた漁民の損失を補償することができ得ることといたします等、国際連合の軍隊による施設の使用を円滑にするための措置を講ずる等の必要がありまので、今回日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案をここに提案いたすこととしたのであります。

おきまして、内閣総理大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律の規定により、漁船の操業を制限、または禁止し、かつこれによりこうむつた漁民の損失を補償する場合の例により、漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失補償が得得るようにならしてあります。

附則第二項におきましては、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に關する法律の改正を行わんとするものであります。すなわち同法にいうアメリカ合衆国軍隊の行為とまつたく同種の国際連合の軍隊の行為により、農林漁業者等がその事業の経営上こうむつた特別損失を、アメリカ合衆国軍隊の行為による場合と同様に補償する必要があるための改正であります。

以上が本法律案の提案の理由及びその概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されるようお願いいたします。

○久野委員 本案に關します質疑は次会に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十四分散会

〔参照〕

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案（中島茂喜君外二十四名提出）に關する報告書
〔都合により別冊附録〕

第一条は、さきに申し上げました国際連合協定の実施に伴う土地等の使用等についての規定でございます。すなわち、国際連合協定の効力発生の際、国際連合の軍隊が現に使用している土地等を同協定の効力発生の日以後、なお引続いて国際連合の軍隊の用に供するため必要がある場合には、内閣総理大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定の例により、土地等を使用しまたは収用することができ得ることといたし、その際特別措置法附則第二項の規定の例により土地等を一時使用いたします場合についての所要の読みかえをいたしております。

次に附則第三項におきまして、調達庁設置法の改正を行わんとするものであります。すなわち国際連合の軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償並びに国際連合の軍隊の行為による特別損失の補償等が調達庁の業務として附加されることとなりますので、同業務を調達庁の不動産部の所掌とすることとし、あわせてこれらの損失の補償について中央調達不動産審議会に

諮問し得るようにならして所要の改正を加えたのであります。

最後に附則第四項におきまして、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の改正を行わんとするものであります。これは前国会におきまして土地收用法にあつせん制度等の新たな規定が挿入されましたため、特別措置法で引用いたしました条文も改正されましたので、それに伴う改正をいたしたのであります。

以上が本法律案の提案の理由及びその概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されるようお願いいたします。

昭和二十九年五月十三日印刷

昭和二十九年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局